

# 規約（任意団体：船舶安全運用・ボートレスキュー自主研究会）

（英語表記）Independent study group of Vessel safety operation and Boat rescue

代表幹事 四家 海翔  
事務局 〒370-1301 群馬県高崎市新町1 3 9 3 - 1 1 籠島ビル 2F  
電話番号 0274-42-7819

## 1. 研究会の目的

本会は、小型船舶の安全な運用と運航及び災害・事故時の動力船を用いた救助向上に関する知識と技能を会員が学び、知識と技能向上の必要性の普及を行うとにより、小型船舶の安全航行と動力船を効果的に活用した水難救助技術の向上に寄与することを目的とする。

## 2. 研究会の会員

### (1) 会員

本会は、登録会員と賛助会員及び特別会員で構成する。登録会員と特別会員は個人とする。賛助会員は個人または法人とする。会員は、小型船舶操縦士免許の保有の有無は問わない。

**例外として幹事会の承認により、法人や団体がその役職に就く者を本会会員として参加させることができる。**

### (2) 登録会員（通称：一般会員）

- (1) 研究会の活動に興味があり、研究会の活動に参加したい個人とする。
- (2) 登録会員の登録に際しては、登録申込書を提出する。

### (3) 賛助会員

本会の活動を援助する個人や法人または団体。

### (4) 特別会員

小型船舶に直接的もしくは間接的に関連する技術・学識・経験を有し、会の活動に協力することができる個人。

### (5) 会費と会計

登録会員 個人 会費年額 ￥2000

特別会員 個人 会費年額 ￥0

賛助会員 個人の場合、会費年額 ￥2,000/1口（金銭的援助が主となる。）

賛助会員 法人団体会費年額 ￥20,000（但し、援助の金額が同等以上の場合には免除とする。）

寄附金 随時受付

会費は毎年1月に納入するものとする。会計年度は毎年1月1日から1年間とする。決算報告は幹事会が承認し、会員に周知する。

### (6) 幹事、幹事会

- (1) 幹事は幹事会を構成する。
- (2) 幹事適時必要人数を置く。（代表幹事1名、副代表幹事1名以上、相談役1名）

### (7) 顧問及び名誉顧問

幹事会に属さない者を顧問とする。

## 3. 研究会の活動

- (1) 救助艇（非動力舟含む）を効果的に活用した水難救助のための勉強会と情報交換  
救助艇に同乗する小型船舶操縦士免許を保有しない乗組員の役割等も含む。
- (2) 会員の経験・活動に基づく知見の発信
- (3) 公的機関の救助艇運用講演会の開催
- (4) 小型船舶操縦士免許を保有しない救助艇に乗船する職員のための実践的講座の開催
- (5) 観光船・ろかい舟などの観光政策における公的機関の安全運用指針講習会の開催
- (6) **本研究会での活動に対する会員の報酬を一切無い。**

## 4. 研究会の運営

- (1) 会員による自主的な運営を行う。ただし、事務、経理、諸連絡等のための事務局を群馬県高崎市新町1393-11籠島ビル2F 群馬ボートライセンススクール内に置く。
- (2) 幹事会は、本研究会の運営及び活動に関する企画・立案などを行う。
- (3) 会員の会費と寄附金による運営を基本とする。

## 5. 免責事項

活動によって発生する事故については個人責任によるものとする。

会の入会名簿を作成する。（勤務先は本会とは関係はない。）